



山形県公報

令和3年1月19日(火)
第172号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(地域福祉推進課) ……35
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(村山総合支庁農村整備課) ……37
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……38
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会1月定例会の招集……………39

公 告

- 特定非営利活動法人の合併の認証申請……………(村山総合支庁総務課) ……同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(ICT政策推進課) ……40
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同

告 示

山形県告示第49号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
あすなる在宅介護サービスセンター	訪問入浴介護 訪問介護 居宅介護支援 訪問型サービス (独自) 福祉用具貸与	米沢市窪田町窪田1400番地	令和元. 5. 1

医療法人加納医院	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	酒田市日吉町一丁目6番25号	同 6. 30
医療法人加納医院デイケアセンター	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	酒田市日吉町一丁目6番38号	同
あおぞら居宅介護支援事業所	居宅介護支援	米沢市徳町210番地の1	令和2. 3. 31
サンプラザ米沢グループホーム「さんさん」	認知症対応型共同生活介護	米沢市築沢3470番地	同
グループホームはちもり	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	鶴岡市三瀬字菖蒲田64番2	同
斎藤胃腸クリニック居宅介護支援事業所	居宅介護支援	鶴岡市本町二丁目2番35号	同
デイサービスセンター「よつばの里」	地域密着型通所介護	鶴岡市本町三丁目2番5号	同
居宅介護支援事業所えがお	居宅介護支援	西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の12	同
居宅介護支援事業所満天の家	居宅介護支援	西置賜郡小国町大字幸町6番1号	同
工藤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	長井市新町2番6号	同 4. 6
タクミ歯科診療所	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市中町二丁目2番12号	同 5. 19
エムハート薬局 にしごう店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市辻興屋字三丁場23番13号	同 5. 30
ヤマニ歯科医院	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	酒田市本町一丁目5番12号	同 6. 1
ウエルランド堀田指定福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	酒田市山居町一丁目5番38号	同 6. 30
ウエルランド堀田指定福祉用具貸与事業所	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	酒田市山居町一丁目5番38号	同

奥 山 歯 科 医 院	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	天童市久野本一丁目7番8号	同
たちばなや薬局 ヨークB店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	天童市南町一丁目7番1号	同
五 十 嵐 歯 科 医 院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	長井市大町7番13号	同 7. 31
ニチイケアセンターこあら	居 宅 介 護 支 援	酒田市こあら二丁目5番地の2	同 8. 31
ニチイケアセンター鶴岡	居 宅 介 護 支 援	鶴岡市若葉町23番38号	同
⊖ 鈴 木 薬 局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	長井市本町一丁目4番2号	同 9. 21
大 井 医 院	介護療養型医療施設	酒田市亀ヶ崎四丁目5番46号	同 9. 30
杏 仁 薬 局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	米沢市中央六丁目1番223-1号	同
ツ ク イ 米 沢	通 所 介 護	米沢市栄町1番地4	同
ツクイ米沢金池介護	訪 問 介 護	米沢市金池五丁目4番5号	同
ニチイケアセンター西米沢	居 宅 介 護 支 援	米沢市成島町二丁目1番110-16号	同
ツ ク イ 寒 河 江	通 所 介 護 通所型サービス	寒河江市緑町108番2号	同
ツ ク イ 長 井	通 所 介 護 通所型サービス (独自)	長井市九野本268番地	同
ニチイケアセンター天童	居 宅 介 護 支 援	天童市中里七丁目4番5号	同
ニチイケアセンター東根	居 宅 介 護 支 援	東根市神町東一丁目17番30号	同
ハート調剤薬局よねざわ店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	米沢市西大通一丁目6番83号	同 10. 31
くわのまちデイサービス	通 所 介 護	天童市鉄ノ町一丁目1番22号	同
さ く ら 家	通 所 介 護	鶴岡市湯温海甲231	同 12. 30

山形県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営更生堰地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市砂川字村下19番7から 同 前田126番まで	旧	13.2メートル } 7.2	300メートル
同 上	新	15.1メートル } 9.2	同 上

山形県告示第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び上山市役所において縦覧に供する。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第196号
- 2 指定の場所 上山市弁天二丁目509番17
- 3 道路の現況 幅員 5.42メートル～6.17メートル
延長 3.90メートル
- 4 指定年月日 令和3年1月12日

山形県告示第53号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第197号
- 2 指定の場所 東根市本丸南二丁目9835番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 5.00メートル～6.20メートル
延長 39.98メートル
- 4 指定年月日 令和3年1月12日

山形県告示第54号

次の開発行為は、完了した。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和2年12月25日 指令村総建第256号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市中央東三丁目414番4、414番5、414番1、411番、410番2、410番7、410番8、411番1、412番、413番1、413番3、396番2、396番1、396番3、413番、395番3、395番4、1285番3、1285番2、397番1、395番2、394番1、1274番、413番2、1285番4

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東根市新田町二丁目1番10号 東根市農業協同組合

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第1号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

令和3年1月19日

山形県教育委員会

教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和3年1月21日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 山形県図書館協議会委員の任命について

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の合併の認証について申請があった。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年12月28日
- 2 合併後存続する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人プチユナイテッドアスリートクラブ
 - (2) 代表者の氏名
荒木 のぞみ
 - (3) 主たる事務所の所在地
山形市飯田三丁目2番12号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、フットサル及びスポーツ活動のため、指導・育成、指導者の養成、施設の設置・管理及び運営、スポーツ・文化に関する事業を行い、フットサルを中心とした、生涯スポーツ・生涯学習の実現、総合型地域スポーツクラブの発展と地域コミュニティの確立及び活性化に寄与すること、子どもの健全育成の精神に基づき、子どもの生活環境の維持の援助及び生活困窮者の子どもに対する各種援助をすること、発達障害をはじめとする各種障がい者等に対する生活環境維持及び就労サポート等の地域包括ケアをすることにより、社会教育等の推進を図り、みんなが住みよい街づくりをすることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 マーガレット

(2) 代表者の氏名

太田 知治

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡高島町大字高島1349番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高島町の児童（学童）に対し、主に学童保育事業を行い、留守家族の放課後及び休校時における児童の生活環境の整備を促進し、児童の健全育成を図ることにより、地域児童及びその保護者の福祉向上と地域児童の安全に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県基幹高速通信ネットワークサーバ運用管理業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(630)2098

3 落札者を決定した日 令和2年12月2日

4 落札者の名称及び所在地

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

5 落札金額 7,590,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和2年10月16日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用品積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		敷金
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	特定目的用 (高齢者等)	11,800	13,600	15,600	17,600	19,600	19,600	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	同	44.4	1	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	19,600	19,600		同
同	同	同	44.4	1	同	11,800	13,600	15,600	17,600	19,600	19,600		单身可
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600		同
同 4号	同 17-22	同	44.4	2	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600		同
同	同	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600		单身可
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,000	19,000		同
同	同	同	44.4	2	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,000	19,000		同
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	3	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		单身可
同	同	同	51.2	3	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		同
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		同
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		同
同	同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		单身可
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円応寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		同

同 2号	同 21-26	同	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	单身可
同	同	同	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	
同 桜町アパー ト1号	同 桜町四丁 目12-16	同	58.4	1	同	19,400	22,400	25,700	28,900	33,100	38,200	
同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	66.5	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	
同	同	同	66.5	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	单身可
同 深町アパー ト2号	同 深町一丁 目7-37	同	62.6	1	同	22,100	25,500	29,100	32,800	37,500	43,300	
同 3号	同 7-27	同	62.6	1	同	22,100	25,500	29,100	32,800	37,500	43,300	
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	同	70.9	1	特定目的用 (身障者用)	26,800	31,000	35,400	39,900	45,600	52,700	
同 飯塚住宅4 号	同 飯塚町 1353-1	2DK	55.4	1	特定目的用 (高齢者等利用)	21,900	25,300	29,000	32,700	37,400	43,100	单身可
同 土屋倉アパ ート1号	同 上山市美咲町二 丁目3	3DK	51.8	1	一般用	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	
同 3号	同	同	53.7	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700	
同 鷺ヶ袋アパ ート1号	同 旭町二丁 目7-1	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	单身可
同 交り江アパ ート1号	同 天童市交り江五 丁目10-1	同	62.8	2	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 天童駅西ア パート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	61.0	1	同	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500	
同	同	同	64.2	1	同	19,000	22,000	25,100	28,300	32,400	37,400	单身可
同 2号	同 2-30	同	61.0	1	同	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500	

同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 2号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 3号	同	同	64.6	2	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	单身可
同	同	同	69.4	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 2号	同	同	69.4	2	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	
同	同	同	69.4	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	单身可
同 南寒河江ア パート2号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	62.6	1	同	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600	
同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 塩水アパー ト6号	同 寒 河江字塩水46- 1	同	70.7	1	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,200	
同 谷地アパー ト1号	同 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	3	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 楯岡アパー ト	同 村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	单身可
同	同	同	54.6	2	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同 楯岡中町ア パート	同 楯岡中町 5-1	同	63.7	1	同	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	单身可
同 大石田アパ ー	同 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	同

同	同	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	
---	---	---	------	---	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

- (3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年2月2日から同月7日までの午前10時から午後6時まで

ただし、郵送の場合は、令和3年2月7日までの消印のあるもの限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和3年3月26日